

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年6月3日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 中本 能久

1 当該招請の主旨

本業務については、鹿児島県鹿児島市（桜島）に3台設置された二次元ビデオディストロメーター（以下、2DVD）のメンテナンスを行い、観測を実施可能とするもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

（1）業務名 二次元ビデオディストロメーターのメンテナンス

（2）業務内容 2DVDは、降雨や降灰を観測する装置である。本メンテナンスは、鹿児島県鹿児島市（桜島）で運用している2DVD（3台）のメンテナンスを行うものであり、2DVDを構成する機器の調整や動作確認を含むものである。

（3）履行期限 令和7年3月31日（月）

3 業務目的

2DVDは、2台のカメラを使って地上に落下する降水・降灰粒子を二次元的に測定する装置であり、桜島からの降灰データ（粒子形状・落下速度・粒径分布など）を取得するために用いられている。本件は、鹿児島市（桜島）に設置された3台の2DVDについて、降灰を観測可能な状態に維持するため、メンテナンスを行うものである。

4 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

2DVDは、2つの光源（イルミネーションユニット）から光を発し、2台のCCDカメラで得られた影による信号を高速に処理し、降雨・降灰に関する情報を取得する最新型の装置であり、研究計画において中核的な役割を果たすものである。このことを理解した上で、2DVDに関する高度な技術を有し、当該2DVDの構造や電気的特性、信号処理に関して熟知している必要がある。

(3) 設備・システムに関する要件

当該業務の実施にあたっては、機器の光学的な調整及び測定が必要である。調整は。そのため、必要な測定器やそれを用いた精度の高い測定技術を有することが必要である。

(4) 中立性・公平性に関する要件

2DVDが、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 気象研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 2DVDのメンテナンスを行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、気象研究所及び設置場所の業務等に支障を与えないこと。
- ③ 電気設備技術基準、知的財産権法、建築基準法その他関係する法令に従うこと。

(7) 業務実績に関する要件

同種の2DVDについて、メンテナンスの実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 綿井 正典

電話 029-853-8566 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 火山研究部 第2研究室 石井 憲介

電話 029-852-9246

(2) 説明書の交付期間交付方法

令和6年6月3日から令和6年6月24日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法

令和6年6月25日 16:00まで (1) に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し

て10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。